

岩手県告示第647号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和2年10月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	指定年月日
ジェイナース訪問看護ステーション	盛岡市みたけ三丁目23番3号スペースMYA2階	精神通院医療	令和2年10月1日
しらゆり薬局	花巻市西大通り一丁目7番10号	精神通院医療	〃
サカモト薬局北上店	北上市大通り三丁目11番26号	精神通院医療	〃
訪問看護ステーションさくら	一関市東山町長坂字町351番地	精神通院医療	〃
津軽石やさしい薬局	宮古市津軽石第5地割79番地19	精神通院医療	〃